

5分で読める

ちょっと役に立つ

『障害基礎年金』
『障害厚生年金』
の受給条件と受給額

平成24年9月

障害基礎年金の受給条件

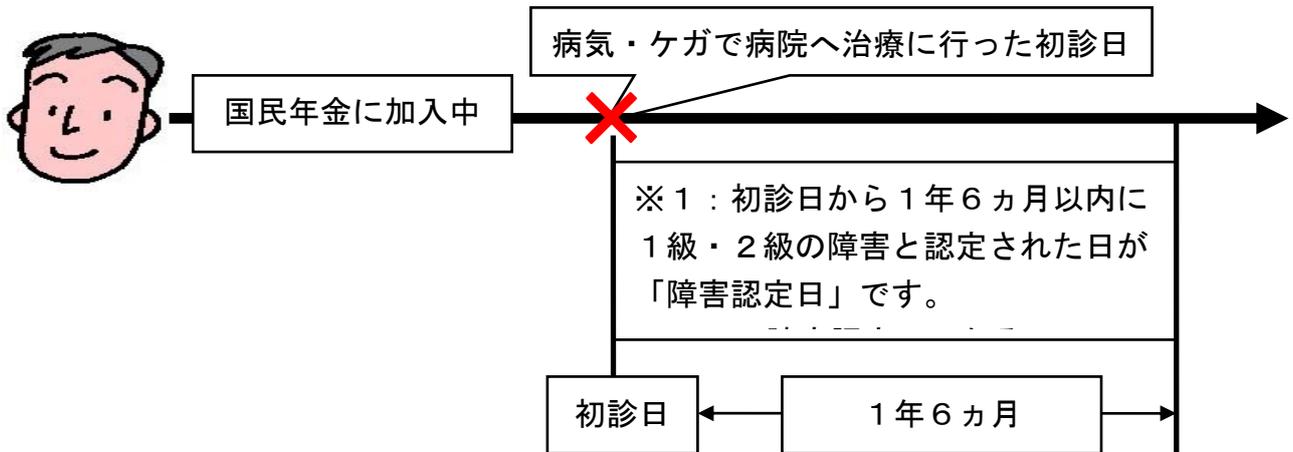


障害基礎年金を受給できる障害条件は？

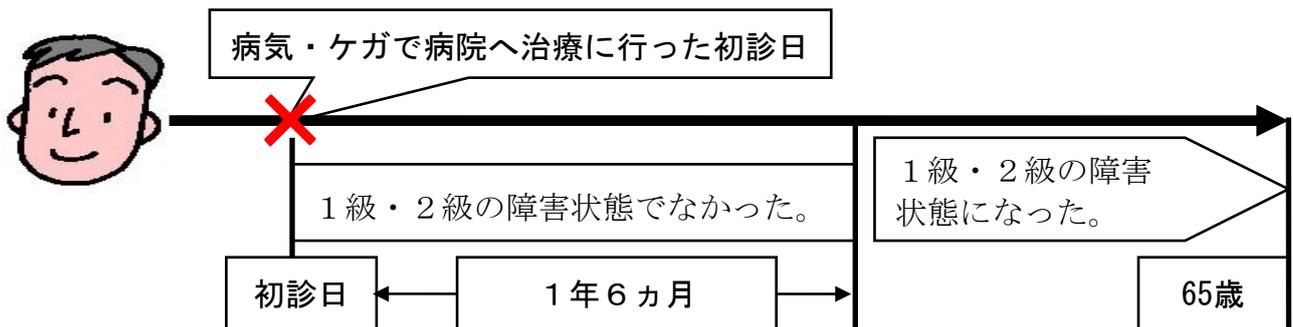


■障害状態の条件

- ①国民年金に加入している間に障害の程度を認定する「障害認定日(※1)」に1級・2級の障害状態になった人。



- ②初診から1年6ヵ月以内は1級・2級の障害状態でなかったが、その後、65歳になるまでにその病気・ケガで1級・2級の障害状態になった人。



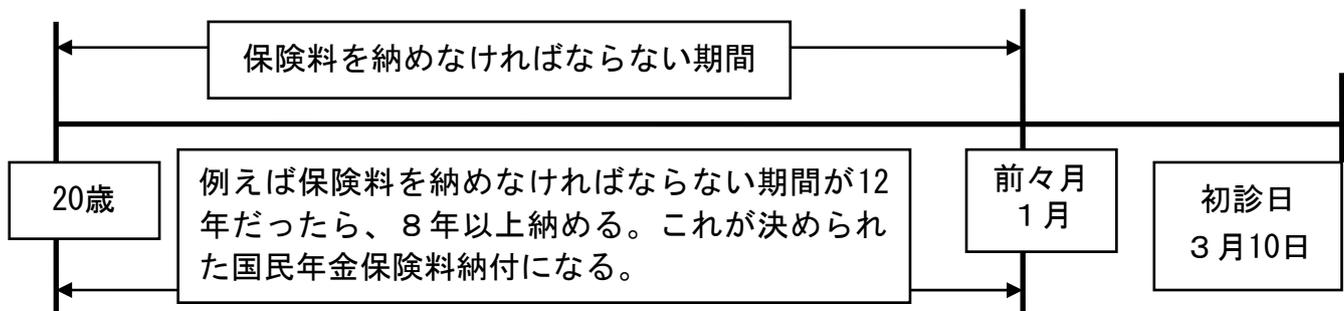


障害基礎年金を受給できる保険料納付条件は？

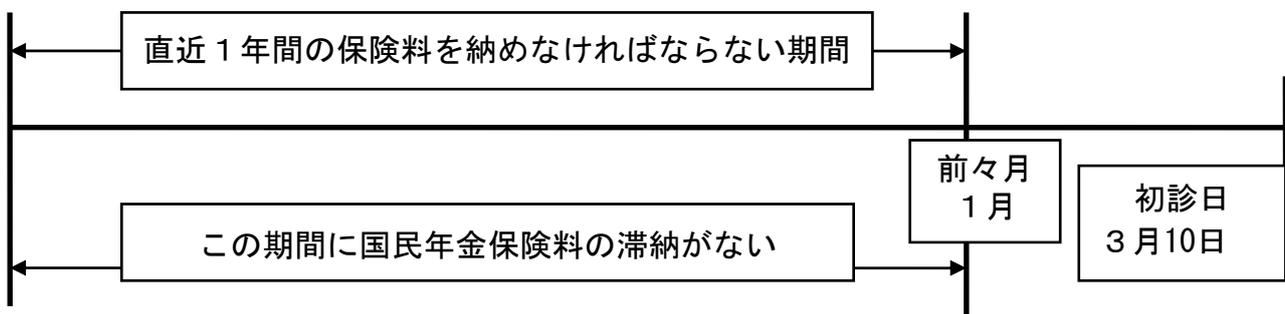


■ 保険料納付の条件

- ①初診日の属する月の前々月までの保険料を納めなければならない期間において、国民年金保険料納付済期間と保険料免除期間の合計期間が保険料を納めなければならない期間の2/3以上あること。



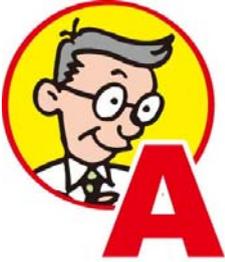
- ②平成28年3月31日前に65歳未満で初診を受けた場合に、初診日の属する月の前々月までの直近1年間の保険料を納めなければならない期間で保険料を納めていた。



障害基礎年金の受給年金額



障害基礎年金の受給年金額は？



① 1級障害状態の障害基礎年金額……983,100円

② 2級障害状態の障害基礎年金額……786,500円

- ・ 障害基礎年金を貰える人が生計維持者で、その人に18歳到達年度の末日(3月31日※2)までの子供がいた場合。

子供1人につき1人・2人目まで……226,300円。

3人目からは1人につき……75,900円。

上記①、②に加えて受給できます。

● 障害基礎年金額(単位:円)

子供の人数	障害状態1級	障害状態2級
0人	983,100	786,500
1人	1,209,400	1,012,800
2人	1,435,700	1,239,100
3人	1,511,100	1,314,500
4人	1,586,500	1,389,900

※2 : 18歳到達年度の末日とは



障害厚生年金の受給条件



障害厚生年金を受給できる条件は？



■障害状態の条件

- ①厚生年金に加入している間に病気・ケガで1級～3級の障害状態になった人。
 - ②厚生年金に加入している間に初診日があった人。
 - ③障害認定日に1級～3級の障害状態である人。
- 以上の条件を満たしていれば障害基礎年金に上乗せする形で障害厚生年金を受給できます。

1級障害厚生年金

1級障害基礎年金

2級障害厚生年金

2級障害基礎年金

・障害等級が3級の場合は、国民年金からは障害基礎年金は受給できないが、厚生年金から3級の障害厚生年金を受給できます。

3級障害厚生年金

■保険料納付の条件

- ①厚生年金に加入していれば保険料未納付はありませんから国民年金保険料の未納もありません。

障害厚生年金の受給年金額



障害厚生年金の受給年金額は？

① 1級障害状態の場合の年金額は

報酬比例部分の年金額

× 1.25

奥さんがいる場合
加給年金額…226,300円

障害基礎年金額(983,100円)

18歳到達年度の末日までの子供がいた場合
子の加算額…下記の金額

●子の加算額●

1人～2人目…226,300円 3人目から…75,400円

② 2級障害状態の場合の年金額は

報酬比例部分の年金額

奥さんがいる場合
加給年金額…226,300円

障害基礎年金額(786,500円)

18歳到達年度の末日までの子供がいた場合
子の加算額…下記の金額

●子の加算額●

1人～2人目…226,300円 3人目から…75,400円



③ 3級障害状態の場合の年金額は

報酬比例部分の年金額

最低でも589,900円の年金が
保証される



1級の障害状態になった厚生年金加入者の年金額を
事例で示してください。



1級障害状態の場合の年金額は

報酬比例部分の年金額 850,800円(※①)

+

奥さんがいる
加給年金額 226,300円

+

1級の障害基礎年金額 983,100円

+

18歳到達年度の末日までの子供が2人
子の算額 $226,300円 \times 2人 = 452,600円$

合計

2,512,800円(月額209,400円)

※①障害厚生年金額受給額計算式(平成24年度価格)

[平均標準報酬月額×7.5÷1000×加入月数(平成15年3月以前)+平均標準報酬月額×5.769÷1000×加入月数(平成15年4月以降)]×[1.031×0.978×300月÷(合計加入月数)]×1.25

※①の障害厚生年金額の受給額データは以下の通りです。

- ・平成15年3月以前の平均標準報酬月額：300,000円。加入月数84ヵ月。
- ・平成15年4月以降の平均標準報酬月額：390,000円。加入月数96ヵ月。